



# ☆ SUBARU TIMES ☆ 11月号

## 今年の年末調整は変わります！！

今年もいよいよ残すところあと2ヶ月となりました。例年のこととはいえ、企業の給与担当者の方や会計事務所の皆さんは年末調整の業務が近づくと落ち着かないのではないのでしょうか。

平成29年度税制改正で行われた配偶者控除と配偶者特別控除の見直しは、今年から適用されます。今回のSUBARU TIMESでは、この改正部分のポイントを説明いたします。

### 今年の年末調整のポイント

#### 配偶者がいる方は「配偶者控除等申告書」の提出を忘れずに！！

配偶者がいる従業員へ、「配偶者控除等申告書」を忘れずに提出していただくよう案内しましょう。提出されないと、配偶者控除、配偶者特別控除の適用を受けられません。特に配偶者控除は、昨年末までは「扶養控除等申告書」を提出すれば適用を受けられましたが、今年は「配偶者控除等申告書」を提出しないと適用を受けられません。

#### 「配偶者控除等申告書」には、必ず本人および配偶者の所得の見積額を記載しましょう！！

「配偶者控除等申告書」に、本人及び配偶者の「所得の見積額」の記載がないと、配偶者控除額・配偶者特別控除額を計算できません。必ず所得の見積額を記載いただくよう案内しましょう。

### 配偶者控除・配偶者特別控除の改正点



#### 【配偶者控除】

納税者本人の合計所得金額が1,000万円(給与収入のみ=年収1,220万円)を超える場合は、適用不可となります。

#### 【共通点】

納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると、段階に応じて控除額が逡減されます。

#### 【配偶者特別控除】

対象となる配偶者の合計所得金額の範囲が123万円以下(給与収入のみ=年収201.6万円未満)に拡大されます。

### 提出申告書の変更点

税制改正により、今年は提出いただく申告書が3つになり、記載内容も変更されています。変更内容や注意点を別紙(2枚目)にまとめましたので、ご確認ください。



### ☆事務所お休みのお知らせ☆

11月15日(木)～11月16日(金)の2日間、研修のため事務所をお休みさせていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

